

防火対象物の用途区分(消防法施行令別表第1)

項別		防火対象物の用途等
(1)	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場
	ロ	公会堂・集会場
(2)	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場・ダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)イ・(4)・(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令(規5-1)で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令(規5-2)で定めるもの
(3)	イ	待合・料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)		百貨店・マーケットその他の物品販売業務を営む店舗・展示場
(5)	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅
(6)	イ	病院・診療所・助産所
	ロ	老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム・介護老人保健施設・救護施設 など
	ハ	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人介護支援センター・更生施設・保育所・児童自立支援施設・福祉ホーム など
	ニ	幼稚園・特別支援学校
(7)		小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの
(8)		図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場・その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11)		神社・寺院・教会その他これらに類するもの
(12)	イ	工場・作業場
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫・駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)		倉庫
(15)		前各項に該当しない事業場
(16)	イ	複合用途の防火対象物のうち、その一部が(1)～(4)・(5)イ・(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)		地下街
(16の3)		建築物の地階((16の2)に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)～(4)・(5)イ・(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(17)		文化財保護法の規定により、重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造品
(18)		延長 \geq 50mのアーケード
(19)		市町村長の指定する山林
(20)		総務省令で定める舟車

～特定防火対象物(公表の対象となる建築物)

※百貨店や旅館などの不特定多数の方が利用する建物や、病院や福祉施設などの身体的に避難が困難な方が利用する施設